

**本要領を必ずお読みになってから、  
申請書を作成してください。**

## 【更新申請者用】

令和5・6年度

### 建設工事競争入札（見積）参加資格審査申請要領

令和4年12月1日  
長野市財政部契約課  
電話026-224-5015

令和5・6年度において、長野市（上下水道局を含む）が発注する建設工事の請負契約の競争入札（見積）に参加する場合には、長野市の競争入札（見積）参加資格が必要となります。「令和5・6年度競争入札（見積）参加資格審査申請書（建設工事）」（以下「申請書」という。）を下記の要領により作成の上、提出してください。

#### 記

#### 1 審査基準日

令和4年10月1日

#### 2 申請者の要件

申請者は、次の各号すべての要件を満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 申請書提出日の属する年度の国税及び市税並びにその他長野市に納付すべき使用料及び手数料等について、未納がない者であること。
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 営業に関し、法律上必要とする資格を有している者であること。
- (5) 長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 加入義務がある者については、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること。

**(注) 申請書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実を記載しなかった場合には、競争入札参加資格の認定が受けられません。また、認定後において発覚した場合には、資格を取消すことがあります。**

#### 3 申請書の受付期間

令和5年1月5日（木）から令和5年1月20日（金）まで（厳守）

※期間終了後の申請は受けられませんので、ご注意願います。

#### 4 申請書の提出方法

次のとおり郵送すること。（書類を封入した場合は、持参も可）

あて先 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地  
長野市役所 財政部契約課 工事担当 行

**封筒の表・左下に朱書きで「資格審査申請書類（更新） 在中」と明記**

## 5 提出書類及び記載要領等

提出書類は、次の(1)から(18)のうち、該当する書類です。様式が定められているものは、所定の様式を使用してください。本要領及び記載例を参考にして、枠内に楷書で、ていねいに記入してください。

### (1) 令和5・6年度 競争入札(見積) 参加資格審査申請書(建設工事) その1・その2 (対象: 全者)

11月下旬に本社又は本店に送付した「更新案内」に同封の「申請書その1」及び契約課ホームページ掲載の「申請書その2」を使用し、A4判のまま提出。(独自の書式に書換えをしないこと。)

※ 申請手続きを委任先等が行う場合は、上記の「更新案内」の通知を本社等から確実に引継ぐよう  
ご注意願います。

#### ア 「申請書その1」

① 令和4年11月15日現在の登録状況の一部を印字してあります。記載事項に変更がある場合には、朱書きで訂正し提出。(パソコン等による書換えをしないこと。)

ただし、記載事項に変更がある場合には、本要領「10 変更届等」に基づく変更手続きを別途行うこと。また、令和4年11月16日以降、本申請書提出日までの間に「10 変更届等」の変更届を提出してある場合には、「申請書その1」の「代表者氏名」欄の下に「変更届提出済み」と朱書きで記入。)

② 申請者を記入、本社登録印(実印)を押印、A4判のまま提出。

#### イ 「申請書その2」

① 右上の「名称・商号」は、申請者の名称・商号を必ず記入。「02事業者コード」には市から送付された「申請書その1」の事業所コードを記入。

② 「29資本の額又は出資の総額」は、登記事項証明書に記載の資本金額を円単位で記入。

個人の場合には、右端のマスに「0(ゼロ)」を記入。

③ 「30」、「31」の各従業員数及び「32営業年数」は右詰めで記入。

(「31市内従業員数」は、長野市在住者ではなく、長野市内の事業所等(本店、支店及び営業所等)に所属している従業員数を記入。長野市内に事業所等がない場合は「0(ゼロ)」を記入。)

④ 「33経営事項審査基準日」は、「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」の審査基準日を西暦で記入。令和4年は

2	0	2	2
---	---	---	---

⑤ 「34ISO取得」は、ISOを取得している場合のみ、左端のマスに[○(丸印)]を記入。

⑥ 「35小規模工事のみ希望」は、設計額が130万円未満の小規模工事のみを希望する場合に記入。

⑦ 「36社会保険等の加入状況」は、雇用保険、健康保険、厚生年金保険及び建設業退職共済制度等について次の区分を記入。(経営事項審査を受けている場合は、次の区分で転記。)

・加入している場合:[1] ・加入していない場合:[2] ・加入義務がない場合:[3]

⑧ 「入札参加を希望する工事」(本要領10~12ページの「業種区分」表を必ずお読みください。

・「希望工事」:希望する業種欄に[○(丸印)]を記入。

※注 「希望工事」…工事実績が必要です。

- ・「許可区分」、「総合評定値」、「技術職員数」及び「直前2年間又は3年間の年間平均完成工事高」は、「希望工事」欄に「○（丸印）」を記入した業種についてのみ記入。
- ・「許可区分」：建設業の許可区分を次のとおり記入。  
 特定建設業：[1]      一般建設業：[2]      許可が無い場合：[3]  
 ＊4ページ「(6) 委任状（建設工事）」の提出者は委任先（受任者）の許可区分を記載する。
- ・「総合評定値」：経営事項審査を受けている場合のみ記入。  
 （希望がある業種で経営事項審査を受けていない場合には、右端のマスに「—（横線）」を記入し、6ページ(13)を参考に「経営規模等総括表」を作成して提出してください。）  
 「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」の総合評定値（P）の数値を右詰めで記入。
- ・「技術職員数」：「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」又は「経営規模等総括表」の技術職員数を種類別に右詰めで記入。
- ・「直前2年間又は3年間の年間平均完成工事高(千円)」  
 ：「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」又は「経営規模等総括表」の直前2年間又は3年間の年間平均を種類別に右詰めで記入。

**【留意点】**

※「直前2年間又は3年間の年間平均完成工事高」欄に数値がない業種は、入札参加資格の登録はできません。

**(2) 経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書**（対象：法人・個人 **写し**）

経営事項審査の審査基準日（\*通知日ではない。）が、**令和3年6月30日以後、直近の通知書を提出。**  
 なお、提出がない場合には、建設業法の規定により建築一式工事においては1,500万円以上、それ以外の工事においては500万円以上の工事請負契約を締結することができません。

（決算日の関係から本申請書提出時点において通知書が交付されていない場合には、経営事項審査受付書類の鏡部分の写しと競争入札参加資格審査の申請をする日の直前に受けた「経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書」を提出してください。この場合には、「申請書その2」には、交付済みの通知書の内容（総合評定値、技術職員数及び直前2年又は3年間の年間平均完成工事高）を記入し、後日、最新の「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」が交付された時点で「申請書その2」を新たに作成し、通知書の写しとともに差替えてください。）

※ 「経営状況（Y）」及び「総合評定値（P）」の記載のないものは、受け付けません。

**(3) 登記事項証明書**（対象：法人のみ **写し可**）

ア 「(2) 経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」を添付する者は提出不要。

イ 「(2) 経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」を添付できない法人は、法務局が発行する履歴事項全部証明書等を提出。

**(4) 営業証明書**（対象：個人のみ **原本**）

ア 住所地の市町村長が発行。

イ 長野市に住民票がある場合には、長野市役所 財政部市民税課又は各支所で発行。

(5) 身分証明書 (対象：個人のみ **原本**)

ア 本籍地の市町村長が発行。

イ 長野市に本籍地がある場合には、長野市役所 地域・市民生活部市民窓口課又は各支所で発行。代理人が請求する場合には、本人の委任状（代理人選任届）又は承諾書の提出が必要。

**長野市に証明書を請求する場合の注意事項**

営業証明書、身分証明書又は印鑑証明書などを請求する場合・・・

①本人であることが確認できるものを提示する必要があります。

②代理人が請求する場合にも、代理人本人であることが確認できるものを提示する必要があります。

確認できるものは・・・

- マイナンバーカード
- 運転免許証
- パスポート
- 顔写真付の住民基本台帳カード等

(6) 委任状（建設工事） (対象：法人・個人)

主たる営業所以外の営業所（支店等）に、以下の入札・契約等全てに関して代表者（委任者）から代理人（受任者）へ権限を与える場合に提出。

- ① 入札・見積に関する事。
- ② 契約の締結及び施工に関する事。
- ③ 契約金・保証金及び前払金の請求受領に関する事。
- ④ 復代理人選任に関する事。
- ⑤ 共同企業体の結成に関する事。

※ 委任内容が異なる（一部項目を削除する等）委任状は、受付けできません。

なお、委任先（受任者）の変更（役職等の変更を含む。）又は新たに委任する場合は、「10 変更届等」に記載のとおり、随時、変更届等を契約課に提出。（郵送可）

(7) 建設業許可等の証明書 (対象：法人・個人 **写し**)

営業に関し、法律上必要とする建設業許可等の証明書（許可行政庁等からの許可通知書等でも可。申請時点において有効なものに限る。）の写しを提出。

「電気工事」について、建設業許可無しで登録を希望する場合は、県の登録証・登録通知、県への届出申請書の写し（受付番号入り）等を提出。

「解体」について、「土木一式」、「建築一式」、「解体工事」の3工事の建設業許可が無い場合で登録を希望する場合は、県の登録証・登録通知、県への届出申請書の写し（受付番号入り）等を提出。

なお、「(6) 委任状（建設工事）」により委任している者で、委任先（受任者）の営業所（支店等）が建設業許可を有している場合は、更に建設業許可申請書（様式第1号）の写し並びに次の①から③のいずれかの写しを提出。

①別表、②営業所一覧表（新規許可等）（別紙二（1））、③営業所一覧表（更新）（別紙二（2））又は変更届出書（様式第22号の2）の写し（許可行政庁の受付印のあるものに限る。）

<委任先（受任者）の営業所（支店等）の建設業許可内容（「土木一式」、「建築一式」等建設業法に定める業種及び特定建設業・一般建設業の別）が確認できる書類の提出をお願いします。>

個々の入札等の条件において建設業許可を要件とする場合にあっては、本社の許可状況ではなく、

委任先とした営業所(支店等)の許可状況により判定します。(例えば、本社において「土木一式」の特定建設業許可があっても、委任先(受任者)とした営業所(支店等)に当該業種の建設業許可がない場合には、許可のない事業者として判定します。)

(8) 専門工事年間平均完成工事高一覧表 (対象：法人・個人)

※ 申請書その1の、【本店・本社等】の所在地、又は【委任先】の所在地が長野市内の者のみ。

ア 登録を希望する業種のうち、表に掲げる専門工事の施工実績がある場合に提出。

イ 専門工事の工事内容毎に、直近2年間又は3年間の年間平均完成工事高を千円単位で記入。なお、一括発注等により専門工事毎の完成工事高の積算が困難な場合には、概数で記入。

(9) 長野市税及び国税の納税証明書 (対象：法人・個人)

◎：必ず提出 ○：該当する場合に提出

区分		法人	個人	説明	
市 税	長野市税	○	○	・長野市税の納税証明書は、長野市財政部収納課又は各支所で発行。	課税の有無を「(16)申請【チェック表】」へ明記
	長野市税 (代表者個人に係る納税証明書)	○	—	・ <u>法人の場合、法人の代表者が長野市に納税義務がある場合には、法人代表者個人に係る納税証明書も提出。</u> (納税証明請求書は個人用を使用のこと)	
国 税		◎	◎	・税務署発行の納税証明書。(写し可) ・個人は「その3の2」、法人は「その3の3」。 ・国税庁WEB-TV 電子納税証明(PDF)請求 紹介動画 <a href="https://www.nta.go.jp/publication/webtaxtv/202210_v/w_ebtaxtv_wn.html">https://www.nta.go.jp/publication/webtaxtv/202210_v/w_ebtaxtv_wn.html</a>	

※ 都道府県税及び長野市以外の市区町村税の納税証明書は不要。

(10) 社会保険加入状況の書類 (対象：法人・個人)

ア 加入義務がある者

① 「(2)経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」の雇用保険・健康保険及び厚生年金保険の加入の有無欄が「有」又は「除外」と表示されていること。

② ①以外の者は、下表の書類を提出のこと。

種別	提出書類
雇用保険	労働保険概算・確定保険料申告書及び領収済通知書、被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)、雇用保険適用事業所設置届(受付印押印)、労働保険料・一般拠出金納付済証明書のうち、いずれか(写し可)
健康保険・厚生年金保険	直近の保険料の領収済額通知書、被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書、被保険者標準報酬決定通知書、被保険者資格取得届(受付印押印)、社会保険料納入証明書、新規適用確認通知書のうち、いずれか(写し可)

イ 加入義務がない者

「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの届出書」を必ず提出のこと。

(様式は契約課ホームページに掲載)

※ 社会保険の加入義務があるが未加入の者については、入札参加資格申請を受け付けできません。

(11) 建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済組合加入履行証明書等 (対象：法人・個人 **写し**)

「(2)経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」で加入の有無が確認できる場合は提出不要。

(12) 財務諸表 (対象：法人・個人)

ア 「(2) 経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」を添付できる者は提出不要となりますが、経営事項審査を決算未到来で申請した通知書につきましては、審査基準日(令和4年10月1日)の直前1年間の事業年度分についての財務諸表の提出が必要となります。

イ 「(2) 経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」を添付できない者は、審査基準日(令和4年10月1日)の直前1年間の事業年度分について提出。なお、法人については、決算報告書(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等一式)を、個人については、収支計算書を提出。

(13) 経営規模等総括表(建設工事) (対象：法人・個人)

ア 「(2)経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」を添付できない者は提出。

また、添付できる者で「経営事項審査」を受けていない建設工事の入札参加を希望する場合は、その工事について作成し提出。

イ 金額は、「税抜方式」で記入。

ウ 「1実績高・技術職員数」のうち「実績高」は、「土木一式」、「建築一式」等建設業法に定める業種(本要領10~12ページの「業種区分」参照)ごとに直近3年間(3期分)又は2年間(2期分)の売上げを1年ごとに、また直前2年間又は3年間の年間平均実績高を各欄に千円単位で記入。

希望する業種以外は、「その他」として一括記入。

また「技術職員数」は、希望業種ごとに、主任技術者(建設業法第26条第1項)として配置できる要件(1級・2級国家資格又は実務経験等)を有する職員数を記入。

【留意点】

※「直前2年間又は3年間の年間平均完成工事高」欄に数値が入らない業種については、入札参加資格の登録ができません。

エ 「2経営状況」の各欄は、決算報告書又は収支計算書から転記。

オ 「常勤職員数」欄の「①技術職員」及び「②事務職員」の各欄には、申請しようとする日の直前の営業年度の終了日において常時雇用している従業員のうち、専ら建設工事業務に従事している職員の数を記入し、「③その他の職員」欄には、それ以外の職員数を記入。

法人における常勤役員又は個人における事業主の数は、その勤務実態により①~③のいずれかの欄に含めて記入し、「④計」欄には、①~③の人数の合計を記入。「⑤役員等」欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記入。

なお、本項における「常勤」とは、定期・定額給与の支払対象者及び社会保険料の納付対象者であること等客観的に常時雇用していると判断できる状態のこと。休日その他勤務を要しない日を除き、毎日所定の時間、勤務していることが必要であり、パートタイム労働者等は含まない。

**(14) 誓約書 (対象：法人・個人)**

長野市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではなく、かつ長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準別表3に掲げる措置要件に該当しない旨の書類を提出。(様式は、契約課ホームページに掲載)

**(15) 資本関係及び役員兼任に関する調書 (対象：法人・個人)**

会社法第2条第3号及び第4号に規定する子会社及び親会社に該当する場合又は役員が他社の役員を兼任している場合に提出。(関係する会社等が、それぞれ長野市の入札参加資格を有する場合に提出。)

**(16) 入札手続きの連絡方法等に関するアンケート (対象：全者)**

- ア 業務に使用している通信手段及び電子入札の参加状況等について確認するアンケートです。入札参加資格審査に関係するものではありませんが、ご協力をお願いいたします。
- イ 建設工事と測量等の両方で入札参加資格を登録されている場合は、それぞれでアンケートの回答をお願いいたします。

**(17) 競争入札(見積)参加資格審査申請【チェック表】(建設工事) 更新申請者用 (対象：全者)**

- ア 申請者住所(フリガナとも)、商号又は名称(フリガナとも)、代表者氏名、電話番号並びに担当者所属、氏名及び電話番号を所定の欄に必ず記入。
- イ 「申請者確認欄」に「レ」チェックをして必要書類の作成及び封入を確認の上、「(17) 角2封筒」の表面に全面糊付けをして提出。
- ウ 長野市税の課税の有無について、チェック表の「(9) 長野市税納税証明書」説明欄の(法人)、(法人の代表者・個人)の別に、該当項目に○印で表記。

**(18) 角2封筒 (対象：全者)**

「(17) 競争入札(見積)参加資格審査申請【チェック表】(建設工事) 更新申請者用」を表面に全面糊付けした縦型の角2封筒(A4判サイズ対応の封筒)を提出。(マチ付封筒及び角1封筒は不可)

**(19) 令和5・6年度競争入札(見積)参加資格審査申請書(建設工事) 受付票 (対象：必要とする者)**

- ア 受付票を必要とする者は、84円切手を貼付した返信用封筒に送付先(本店所在地及び商号又は名称)を明記の上、提出。(返信用封筒がない場合には、受付票を送付できません。)
- イ 所在地及び商号又は名称を「(申請者用)」及び「(長野市用)」双方に記入。
- ウ 受付票の発送は、申請書類の審査完了後です。  
(書類に不備等がある場合には、補正処理の終了後。)

## 6 申請書の綴じ方

次の表のとおり書類を整理して、提出してください。

なお、納税証明書等A4判より小さなサイズの書類は、A4判の台紙に糊付けしてください。

綴じ込む書類	綴じ込まない書類
<p><b>【綴じ込む方法】</b>  <u>番号順に揃え、A4判縦・左側2箇所</u>に穴を開け、<u>黒ひも</u>で綴じる。</p>	<p>各書類を番号順に提出用封筒に封入する。</p>
<p>(3) 登記事項証明書 (写し可)            (4) 営業証明書 (原本)            (5) 身分証明書 (原本)            (6) 委任状 (建設工事)            (7) 建設業許可等の証明書 (写し)            (9) 長野市税及び国税の納税証明書            (市税：原本 国税：写し可)            (10) 社会保険加入状況の書類            (11) 建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済組合加入履行証明書等 (写し)            (12) 財務諸表            (14) 誓約書</p>	<p>(1) 申請書(その1・その2)            (2) 経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書 (写し)            (8) 専門工事年間平均完成工事高一覧表            (13) 経営規模等総括表 (建設工事)            (15) 資本関係及び役員兼任に関する調書            (16) 入札手続きの連絡方法等に関するアンケート            (17) 競争入札 (見積) 参加資格審査申請【チェック表】(建設工事) <b>更新申請者用</b>            ((18) 角2封筒に糊付け)            (18) 角2封筒            (19) 受付票及び返信用封筒 (切手貼付)            ※必要とする者のみ</p>

## 7 提出部数

申請書類の提出部数は、1部です。

## 8 注意事項

- (1) 競争入札 (見積) 参加資格審査申請【チェック表】(建設工事) **更新申請者用**を全面糊付けした縦型の角2封筒を忘れずに提出してください。
- (2) 提出書類の記載に際しては、各様式に定めがあるものを除き、審査基準日 (令和4年10月1日) の状況で記載してください。ただし、決算に関する事項については、審査基準日直前の決算が確定した日を原則とします。
- (3) 登記事項証明書及び各種証明書については、それぞれの発行官公署において定めた様式によるものとし、証明年月日が資格申請書提出日以前3ヶ月以内のものを使用してください。(3ヶ月を経過したものが添付されている申請書は、受理できません。)
- (4) 申請書類の不足又は記載事項に不備等があった場合には、「令和5・6年度競争入札(見積)参加資格審査申請書類不備事項連絡表」をファクシミリ送信します。送信された場合には、至急、契約課に電話をして内容を確認し、指示された期間内に必ず補正を行ってください。補正が完了しない場合には、申請書を受理することができなくなり、入札参加資格の認定を受けることができません。
- (5) 本申請は、長野市上下水道局発注の工事等にも適用します。



## 9 資格審査の結果通知

資格審査申請書の内容審査後、入札参加資格があると認められた者については、令和5年6月上旬頃(予定)、「入札(見積)参加資格認定通知書」を申請者あてに送付する予定です。なお、入札(見積)参加資格の有効期間は、当該資格の認定の日の翌日(令和5年6月上旬)から次の定期審査(令和5・6年度)に基づく当該資格の認定の日まで(おおむね2年間)です。

## 10 変更届等

11月下旬に本社又は本店に送付した「更新案内」に同封の「申請書その1」の記載内容と相違する事項があった場合は、速やかに「入札参加資格審査申請書記載事項変更届」に変更事項を証する書面を添付し、契約課に提出してください。

また、本件申請後に次表の各項目に変更が生じたときも、速やかに「入札参加資格審査申請書記載事項変更届」に変更事項を証する書面を添付し、契約課に提出してください。

(様式は、長野市公式ホームページ>組織でさがす>財政部 契約課>入札参加資格の新規申請、更新申請、変更手続き>【工事・測量等】競争入札参加資格の変更手続きについての順に検索の上、入札参加資格の変更に関する申請書からダウンロードしてください。)

(<https://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/keiyaku/143967.html>)

変更届の提出(必要 ⇒ ○ : 不要 ⇒ ×) \* 郵送可

変 更 項 目	変 更 の 時 期	
	認定前	認定後
(1) 本社・本店又は委任先の住所、電話番号又は郵便番号	○	○
(2) 代表者、支店長又は営業所長	○	○
(3) 商号又は名称	○	○
(4) 代表者印又は使用印	○	○
(5) 廃業又は支店若しくは営業所の廃止	○	○
(6) 建設業許可(更新を含む。)	○	○
(7) 登録業種(更新を含む。)	○	○
(8) 資本金額	○	○
(9) 経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書	○	×

## 業種区分

建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	<b>※送・配水管等布設の単体工事は水道施設工事での発注です</b>
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスチック、繊維等をこて塗り、吹付け又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	① 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て ② くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ③ 土砂等の堀削、盛上げ、締固め等を行う工事 ④ コンクリートにより工作物を築造する工事 ⑤ その他基礎的ないしは準備的工事	① とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ② くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ③ 土工事、堀削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ④ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ⑤ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、道路付属物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事
石工事	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事  本申請要領4ページにご留意ください。	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事

建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示
タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、石綿スレート張り工事
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事
舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事

建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事 <b>※ 送・配水管等布設の単体工事の施工には、水道施設工事登録が必要です。</b>
消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事	工作物の解体工事 本申請要領4ページにご留意ください。	工作物の解体工事